

# ネオ・コープラティズムと政治体制

形野清貴

## 目次

- はじめに
- 一、ネオ・コープラティズム論の動向
- 二、ネオ・コープラティズムと政治体制
- 三、ネオ・コープラティズムと大衆統合  
終わりに

## はじめに

現代資本主義は、一般に「国家独占資本主義」あるいは「国家介入主義的資本主義」として把握されているが、その特徴のひとつに、経済・社会領域に対する国家介入の「全面性、恒常性、構造性」があげられる。<sup>(1)</sup> ところで、第二次大戦後の国家介入主義の展開は、一方で、国家行財政と官僚機構の拡大および執行権力の強化をもたらすとともに、他方では、社会の「国家化」、「政治化」を押し進め、利益集団活動の活発化、政治的紛争領域の拡大を引き起こしてきた。このような展開のなかで進行してきた政治・行政構造、国家諸装置の再編成と、それにともなう利益媒介・政

策形成システムの変化が、近年、新たな注目を集めている。その特徴的現象としてあげられるものには、例えば、行政の議会からの「自律化」と準国家機関・団体（Quangos）の増大、労働組合をはじめとする巨大利益集団の政治的・社会的諸制度への参加形態の拡大、とくに労働・資本と国家官僚制から成る三者機関（Tripartism）の発展、などがある。<sup>(2)</sup>

本稿の主題とする「ネオ・コーポラティズム」論は、このような現代資本主義社会・国家の諸特性を問題対象とするものであるが、理論史的にみれば、それはまず、近代政治学の主潮流であり、正統的アプローチである多元主義バラダインに対する批判、対抗として出現したといえる。<sup>(3)</sup> すなわち、六〇年代半ば以降、英米型の「多元主義的デモクラシー」の機能不全が拡大するなかで、北中欧諸国やイベリア系諸国の政治研究の進展とあいまって、新しいデモクラシー・モデル、政治体制論の探究がすすめられ、それがネオ・コーポラティズム・バラダインへと発展させられていったのである。しかし、今日のネオ・コーポラティズム論には、もうひとつの理論潮流が存在する。それは、七〇年代の「マルクス主義国家論ルネサンス」のなかで展開されてきた問題意識、理論志向の現状分析レベルへの適用ないし具体化の試みのひとつとして、ネオ・コーポラティズム論を展開しつつあるマルクス主義的潮流である。「国家論ルネサンス」のなかでは、このような現代資本主義国家の現状分析レベルで、現代国家の具体的な「危機」の態様と、そのもとでの支配層の政治的対応や国家構造の再編方向が、主な分析の対象となってきた。その代表的な議論としてあげられるのが、前者についていえば、J・オコンナーの「財政危機」論やC・オッフェの「危機管理の危機」論であり、後者については、N・ブーランツァスの「権威主義的国家主義」論やこれでとりあげる「ネオ・コーポラティズム」論である。<sup>(6)</sup>

本稿は、以上のような理論状況をふまえながら、七〇年代後半以後に展開されたネオ・コーポラティズム討論の動向を紹介するとともに、そのなかでマルクス主義的潮流に属する議論を中心として、それを「政治体制」と「大衆統合」という二つの観点から整理し、そのことによって政治体制論の展開の手掛かりを得ようとするものである。

- (1) 田口富久治「現代資本主義国家とその危機」、「講座、現代資本主義国家」、第一巻、大月書店、一九八〇年、所収、五〇～五一頁。
- (2) 二宮厚美「現代コーポラティズムと官僚機構」、「経済」第一九八号(一九八〇、1〇)、一一九～一四〇頁、参照。
- (3) 辻中豊「利益集団の分析枠組——諸段階の諸アプローチを中心に——」、「阪大法学」第一一六・一・一七号(一九八一、II)、四一五～四一七頁、参照。
- (4) それを代表するものとして、A・レイブハルトの「多極共存型デモクラシー」(Consociational Democracy)論(その紹介として、田口晃「『多極共存型』デモクラシーの可能性」、思想、一九七七年二月号)、J・リンクスの「権威主義体制」(Authoritarian Regime)論(その紹介として、高橋進「権威主義体制の研究」、思想、一九七七年七月号)。
- (5) その理論的基調としては、次の諸点があげられる。①経済主義・還元主義から相対的自律性論へ、②デュアリスマスの論理から資本蓄積と国家形態の関係へ、③狭義の国家から広義の国家へ、④国家＝道具説から国家＝関係説へ、⑤国家に対する階級闘争から国家内階級闘争へ、⑥ファンズム化論から権威主義・コーポラティズム論へ、⑦先進国革命論への凝集。(加藤哲郎「西欧マルクス主義の国家論と政治学」、日本政治学会編『現代国家の位相と理論』、岩波書店、一九八二年、所収、一五八～一六八頁、参照)
- (6) J. O'conner, *The Fiscal Crisis of the State*, 1973. C. Offe, *Strukturprobleme des kapitalistischen Staates*, 1972. N. Poulantzas, *L'état, le pouvoir, le socialisme*, 1978. わが国でのこれらの問題について論じたもの、田口、前掲書。

### 1、ネオ・コーポラティズム論の動向

ネオ・コーポラティズム討論の先駆けとなつたのは、一九七四年にアメリカのP・シュミッターと西ドイツのG・

<sup>(1)</sup>

レームブルッフおよびイギリスのP・パール、J・ワインクラーによつてそれぞれ発表された三つの論文であった。  
これらは、異なつた国籍、学問分野の研究者によつて相互に独立して発表されたものであるが、その後、政治学の分野では、シユミッターとレームブルッフが中心となつて、先進資本主義社会における利益政治、政策形成に関する公式のワーキング・グループが組織された。このグループの最初の公式な会合は、一九七六年八月、IPSA（世界政治学会）エディンバラ大会のパネルでおこなわれたが、その後も引き続き各種の研究集会が開催され、多数の研究者がこの討論に参加して、ネオ・コーポラティズム討論は、七〇年代後半に欧米の社会科学の分野で急速に普及し、今日では「(反)コーポラティスト・インタナシヨナル」について語られるほどの一大潮流となつてゐる。<sup>(2)</sup>

これらのコーポラティズム論者に共通な問題意識は、これまで支配的であつた利益政治に関する多元主義モデルやその歴史的、自己抑制的、形態記述的な経験的研究スタイルの批判であり、発達した資本主義諸国における政治分析のための代替的問題設定、分析枠組の提出にあつた。シユミッターは、一九七七年の、「コーポラティズムに関する最初の雑誌特集の序文で、コーポラティストの共有する信条として、①先進資本主義社会において、「特殊化した利益団体と政治過程の関係の制度的配置」のみならず、「国家の役割と意義」を概念化するうえで、多元主義に替わるモデルの提出、②多元主義の経験的研究スタイルに対しても、「社会的・経済的变化の包括的脈略」ならびに「各政体に種差的な『ナショナル』な経験」に利益政治を関連づける「歴史的・比較的研究様式」の採用、③利益媒介の役割の新たな認識のみならず、多元主義が放置してきた多くの問題領域——「比較公共政策、歴史的政治発展、階級関係のパターン化、現代国家の特質、法規範の役割、正統化の理念」についての批判的研究の提起、をあげてゐる。<sup>(3)</sup>  
ところで、ネオ・コーポラティズム討論の第一段階は、当然のことながら、「コーポラティズム」の概念を定義し、

それをマクロ理論的パスペクトティブに位置づけることに主としてささげられてきた。<sup>(4)</sup> だが、そこで用いられている「コープラティズム」の概念は、この用語にまつわる思想的・理論的系譜——ファシズム的、カトリック的、ギルド社会主義的、等——を捨象した、現代の先進資本主義社会・国家の諸特性を把握する分析枠組であるという点で共通性をもちつつも、各論者によってきわめて多様であり、多義的である。その理由は、「コープラティズム」概念の歴史性からくる語義上の多義性、ネオ・コープラティズム論者の価値志向の相違にもとづく対象設定・理論化の相違もさることながら、定義の対象自体の高度の複雑性、相関性にあるといえる。このことは、逆にいえば、多様な定義を重ね合わせることによって、ネオ・コープラティズム討論の対象と射程が浮きぼりにされることを示唆しているといえよう。

ネオ・コープラティズム討論における代表的な「コープラティズム」(Corporatism)概念の整理は、わが国では山口定氏によつておこなわれている。<sup>(5)</sup> そこでは、コープラティズムを、①利益政治の「多元主義」モデルに対置して、非自律的、非競争的な社会諸集団が位階制的に配置された「利益代表・媒介システム」としてとらえるシュミッターの定義、<sup>(6)</sup> ②資本と労働を中心とする巨大組織の相互間ならびにこれと公的権威との協働による「政策形成・実施のシステム」とするレームブルッフの定義、<sup>(7)</sup> ③私的所有と公的コントロールの組合せを原理とする、資本主義とは別の「経済体制」とみるワインクラーの定義、<sup>(8)</sup> ④代表と協調的な相互行動、動員と社会的統制のシステムを通じて、「組織された社会経済的生産者集団を統合する先進資本主義内部における一政治構造」として理解するL・パニッチの定義、<sup>(9)</sup> および⑤「さまざまな社会やその部分領域における一束の共通の手段をさまざまに異なる利益やイデオロギーと結びつけるひとつの戦略」として位置づけるU・V・アレマンらの定義、<sup>(10)</sup> がとりあげられている。そして、山口氏自

身は、国によつては「システム」や「構造」としての「ネオ・コーセーラティズム」について語りうるとしても、当面は、アレマンの場合のような「実証的比較分析のための作業仮設的な定義」で出発することを提唱している。<sup>(12)</sup>

ところで、このアレマンらは、このように多様な「コーセーラティズム」概念を、その「社会的射程」と「社会的決定因」という二つの次元に注目して整理している。前者は、ネオ・コーセーラティズムが、全社会的なシステム連関として他のシステムにとって替わる「システム的性格」をもつとみるか、それとも、現存システム内部の新しい「構造的変種」とみるかにかかわっており、後者は、ネオ・コーセーラティズム发展の決定因として、重要な頂点団体の政治的決定作成過程への「社会政治的統合」を重視するか、それとも社会の「社会経済的基礎構造」を重視するかにかかわっている。ここから、アレマンらは、ネオ・コーセーラティズム討論の四つの領域を引き出す。<sup>(13)</sup>

- (1) 多元主義からコーセーラティズムへ。これは、コーセーラティズムを新しい社会政治的システムとみるもので、シユミッターに代表される。彼は、コーセーラティズムを、歴史的に継起する利益媒介の三類型（多元主義・コーセーラティズム・サンジカリズム）のひとつとして位置づけ、その本質を利益媒介の新しい形態にみている。
- (2) 制度化された多元主義としてのコーセーラティズム。これは、コーセーラティズムを社会政治的な構造的変種とみるもので、レームブルックに代表される。彼は、コーセーラティズムの典型を、国家の経済政策の分野での組織労働、資本、国家官僚制の「トリペーティズム」に見いだし、その本質を、巨大組織の政治的参加と協調の制度化された形態としてとらえている。
- (3) 資本主義からコーセーラティズムへ。これは、コーセーラティズムを社会経済的に決定された新しいシステムとみるもので、ウインクラーに代表される。彼は、コーセーラティズムを、資本主義、社会主義、サンジカリズムから

区別された、私的所有と公的統制にもとづく新しい社会秩序として位置づけている。

(4) 協調的資本主義としてのコーポラティズム。これは、コーポラティズムを社会経済的な構造的変種とみるもので、パニッヂに代表される。彼は、とりわけ、社会民主主義政党が強大な諸国にみられる、資本主義経済体制への組織労働運動の統合を問題にしている。B・ジエソップもまた、コーポラティズムを「社会民主主義の最高の段階」として特徴づけている。<sup>(14)</sup>

これらのテーマを重ね合わせてみれば、ネオ・コーポラティズム討論は、加藤哲郎氏が要約されているように、「市場競争の資本主義から国家介入資本主義への転化を基礎とした、自由主義的個人主義から協調主義的集団主義への、政党代表型議会制民主主義から機能的利益集團媒介型政策決定への、何らかの範囲および程度での移行を論点」としていることが明らかになる。そして、ネオ・コーポラティズム討論の重要な貢献は、これらの変化の原因や帰結を説明するために、「コーポラティズム」という概念を国家の性質、公共政策の範囲と内容、自由民主主義体制の統治能力、階級諸勢力のバランス、資本主義の発展段階などのような重要な論点と結びつけ、そのことによって、先進資本主義社会の政治分析に新たなパスpekティブを切り拓いたことにある。その意味で、ネオ・コーポラティズム論は、利益政治に関する多元主義パラダイムに対する「モデル革命」にとどまらない、広範なインパクトを内包しているといえる。

いまここで、ネオ・コーポラティズム討論が提起しているいくつかの問題群をあげるとすれば、次のようなものがある。まず第一に、自由民主主義体制におけるネオ・コーポラティズム抬頭の要因をどのように理解するかという問題がある。第二に、ネオ・コーポラティズムを「利益媒介」・「政策形成」システムとしてとらえるにせよ「政治構

造」として理解するにせよ、それと議会制・政党制との相互関係をどうみるかが問題にされる。第三に、ネオ・コープラティズムがそれに含まれる諸団体、とくに資本と労働の組織にどのようなインパクトを与えるかが問題となる。そして最後に、ネオ・コープラティズムのはらむ諸矛盾と将来の発展方向の問題がとりあげられる。このうち、第一の問題以下については、節を改めてとりあげることにして、ここでは、第一の問題について簡単にふれておこう。

レームブルッフは、彼のいう「リベラル・コープラティズム」の抬頭を、先進資本主義諸国における経済政策形成の問題と関連づけて説明している。すなわち、国家介入主義の発展は経済運営に対する政府の責任を強めるが、国際市場と密接に絡み合っている今日の国民経済においては、政府は重要な経済的パラメータ（金融安定、完全雇用、等）を完全にはコントロールしえない。「ケインズ主義的」金融・財政政策が次第に破綻するにつれて、政府はますます企業や労働組合の経済的行動に直接的に影響を及ぼそうとするが（とりわけ「所得政策」）、このような直接的のコントロールは合意の問題をますます緊要なものとし、かくして経済政策における合意形成手段として、巨大利益集団（とくに資本と労働）と政府の政治的バーゲニング、つまりコープラティズム的合意形成制度が導入される。<sup>(17)</sup> このように、レームブルッフにおいては、ネオ・コープラティズムの抬頭は、国家介入主義の発展にともなう経済政策形成上の問題（「統制」の欠陥を補完するための合意形成）と関連づけられているのである。

ところで、ネオ・コープラティズムの抬頭要因として、階級諸勢力間の力関係の変化を強調しているのは、パニッチである。彼は、「コープラティズム的政治構造」の確立に道を開いた決定的要因が、「完全雇用」への国家のコミットメントとそれに対応して導入された所得政策にあることを指摘するとともに、その過程を階級的力関係の側面から分析している。第二次大戦後の「完全雇用」への国家のコミットメントは、それ自体が階級的力関係の変化を背景とす

る政治的産物であったが、高雇用の実現の結果、労働組合は賃上げを獲得するうえで従来以上に強い立場に立つようになった。このことは、賃上げ分を価格に転嫁することによって国際競争力を弱めるか、それともその転嫁を断念して利潤低下を甘受するかというジレンマを資本にもたらす。戦後期において、生産性の上昇（したがって経済成長）および所得政策への労働組合の協力に向けられた国家の経済計画に拍車をかけたのは、まさにこの問題である。そして、所得政策は、国家の経済介入の他分野よりもはるかに労働組合の直接の協力を必要とするがゆえに、コーポラティズムの発達の核心となつた。<sup>(18)</sup> ここから、パニッチは、労働運動があまりにも弱いか分裂しているところでは、経済への国家介入は組合の参加なしで起こったのに対して、労働組合が国家装置に引き入れられたのは、労働運動が完全雇用政策への国家のコミットメントを獲得しうるほど強く、同時に、賃金圧力を通じてそれを利用しうるほどよく組織されている諸国であったことを指摘し、労働組合の経済行動とそれを処理するのに必要な国家介入の特殊な方式こそが、コーポラティズム的政治構造の確立の基礎であつたとしている。<sup>(19)</sup>

このように、彼らは、国家介入の増大とともに労使関係の変化に焦点をあて、コーポラティズム化の領域を、もっぱら「所得政策」を中心とする経済政策形成上の諸問題に関連づけている。ネオ・コーポラティズムの焦点、関係領域をどう理解するかについては、すでに述べたように多様な見解がみられるが、いずれにせよ、彼らの説明からも示唆されるように、自由民主主義体制におけるネオ・コーポラティズム現象を分析するには、国家介入主義のもとでの資本蓄積様式の変化、および「市民社会」における諸勢力の力関係という「二重の視点」が必要であるといえよう。<sup>(20)</sup>

(1) P. Schmitter, 'Still the Century of Corporatism?', *The Review of Politics*, Vol. 36 No. 4 (Jan. 1974) (邦訳、河田潤一訳、甲南法学、第111巻第1号); G. Lehmbruch, 'Consociational Democracy, Class Conflict and the New Cor-

- poratism', Paper at an IPSA Round Table on Political Integration (9-13 Sep. 1974); R. Paul/J. Winkler, 'The Coming Corporatism', *New Society* (10, Oct. 1974). ② P. Schmitter/G. Lehmbruch (eds.), *Trends Toward Corporatist Intermediation*, 1979 London に取録。

(2) 40年代後半に及ぶるネオ・ヨーロッパ・システムの展開過程に亘る P. Schmitter, 'Introduction', P. Schmitter/G. Lehmbruch (eds.), *op. cit.*, pp. 1-3 参照。

(3) *Comparative Political Studies*, Vol. 10 No. 1(1977, 4) (CPS に論載), pp. 3-5.

(4) ルイ第一期の主たる論文を収録した文献として P. Schmitter/G. Lehmbruch (eds.), *op. cit.*; U. v. Alemann (Hrsg.), *Neokorporatismus*, 1981 Frankfurt.

(5) 「ヨーロッパ・システム」の概念は、何よりもまず、すでににある程度まで進行している（と思われる）事実——政労使の三者機関などにみられる巨大利益団体頂点部の国家政策決定過程への直接参加（もしくは包絡）への傾向——の確認なししばかりわけそのから抽出された新しい『分析の枠組』を示す概念であつて、その意味では、少くとも直接的には価値中立的に提示されし「ヨーロッパに於けるその特徴がある」といふことである。（ヨーロッパ・ヨーロッパ・システム論における「ヨーロッパ・システム」思想 第六九二号、一九八一年一月、一一五頁）

(6) 二〇 前掲書、一一九～一二六頁 参照。

(7) P. Schmitter, 'Still the Century of Corporatism?', P. Schmitter/G. Lehmbruch (eds.), *op. cit.*, p. 13; *idem*, 'Models of Interest Intermediation and Models of Societal Change in Western Europe', CPS, p. 9.

(8) G. Lehmbruch, 'Liberal Corporatism and Party Government', CPS, p. 94.

(9) J. T. Winkler, 'Corporatism', *European Journal of Sociology*, 17 (1976), p. 106.

(10) L. Panitch, 'The Development of Corporatism in Liberal Democracies', CPS, p. 66.

(11) U. v. Alemann/R. G. Heinze, 'Kooperativer Staat und Korpatoratismus: Dimensionen der Neo-Korpatoratismusdiskussion', U. v. Alemann (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 55.

(12) 二〇 前掲書、一一九頁。

(13) U. v. Alemann/R. G. Heinze, *a. a. O.*, S. 49 ff.

(14) B. Jessop, 'Capitalism and Democracy: The Best Possible Political Shell?', G. Littlejohn *et al.* (eds.), *Power and the State*, 1974, p. 45. ③ ヨーロッパ・システムの「資本と賃労働が、経済や、資本蓄積によって重要な他の事項

／の国家介入の形成と実施に参加する資格をもつ、ひとつの代表システム」と定義している(p. 41)。加藤哲郎「ネオ・コーポラティズム討論にひいて——ネオ・マルクス主義国家論からの覚え書——」、一橋論叢、第八九卷第一号(一九八三年一月)、六一頁。

(15) 加藤哲郎「ネオ・コーポラティズム討論にひいて——ネオ・マルクス主義国家論からの覚え書——」、一橋論叢、第八九卷第一号(一九八三年一月)、六一頁。

(16) 多元主義に対するモデル革命としてのコーポラティズム論の意義については、P. Schmittter, 'Reflections on Where the Theory of Neo-Corporatism Has Gone and Where the Praxis of Neo-Corporatism May Be Going', G. Lehmbruch

/P. Schmittter (eds.), *Patterns of Corporatist Policy-Making*, 1982 London, pp. 260~261 参照。

(17) G. Lehmbruch, *op. cit.*, p. 95 ff. そのやい彼は、コーポラティズム的合意形成パターンの出現を、政党制の合意形成能力との関連で論じてゐるが、この問題については後述。また彼は、リベラル・コーポラティズムの作動は、労働組合運動が政策形成過程に統合される程度に依存していくことを指摘している(p. 109 ff.)。

(18) L. Panitch, *op. cit.*, p. 74 ff.

(19) L. Panitch, 'Trade Unions and the Capitalist State', *New Left Review*, No. 125 (1981. 1-2), pp. 30~31.

(20) わが国における「」のようないくつかの視角からネオ・コーポラティズムを分析したのもとして、加藤、前掲書。加藤氏は、ネオ・コーポラティズムを、「社会的分業にもとづく特定の機能的集団の特定の争点についての利益媒介・政策決定を国家が公的に媒介する、議会制や利益集団多元主義とは異なった正統化メカニズム」として位置づけたうえで、「国家介入主義の全面化・恒常化のもとでの国家活動の『市民社会』に対する正統化の一形態であり、蓄積様式を中心とする争点として資本・賃労働の一大階級集団を国家官僚制が媒介して公的審議にあたらせる、非議会的形態」としてとらえている(七七~七八頁)。

## 二、ネオ・コーポラティズムと政治体制

すでに述べたように、ネオ・コーポラティズムの抬頭は、ネオ・コーポラティズム討論のなかで、しばしば議会制、政党制との関連から議論されている。いうまでもなく、議会制・政党制はブルジョア民主主義の政治体制を構成する代表的な政治制度である。近代市民革命を経て形成された資本主義国家の政治体制は、立法機関、行政機関、司法機関から成る統治機構(国家装置)を頂点とし、一定の市民的・政治的自由を背景にして「市民社会」と国家を媒介する

政党、利益集団などの政治的諸組織から構成されている。歴史的にみれば、資本主義の政治体制は、制限選挙制下での自由主義的議会主義から、普通選挙権の実現を画期として議会制民主主義へと展開し、それとともに「大衆民主主義」のもとで政党制の強化、「利益集団多元主義」の発展をみた。<sup>(1)</sup> だが同時に、資本主義の発達とともに、政治権力は次第に行政部に集中し、執行権優位の政治構造が形成されるようになる。本節では、このような政治体制の一般的な発展傾向のなかにネオ・コーポラティズムを位置づけるとともに、そのなかでとくに、議会制的政治形態とネオ・コーポラティズムの関係をめぐる議論をとりあげることにする。

第二次大戦後に本格的に成立した「介入主義国家」の構造的・機能的特質として、田口富久治氏は、次の四点を指摘している。①経済と政治の空間・対象・内容がいちじるしく変容・拡大し、二つの領域の布置連関がいちじるしい修正を受けたこと、②国家諸機能のなかで経済的機能が支配的地位を占め、国家作用の総体が国家の経済的役割との関連において再組織される傾向があること、③一般的に執行権の優位、政策決定過程における国家官僚制の政治的役割の増大と、議会の地位低下、政党の媒介機能の決定的後退がみられること、④政治行政体系の決定作成構造ないし重層的権力構造は、そのインプット過程に着目すれば、それ自体が複雑な選択メカニズムを構成していること、がそれである。<sup>(2)</sup> ところで、このような今日の資本主義国家の構造とメカニズムの膨大化、複雑化が、「国家」ないし「國家装置」概念の操作的再定義を必要としていることはいうまでもない。例えば、各種審議会や公企業など多数の準・半政府・行政機関の設立とそれらを通じた政策形成・執行過程の比重の増大、さらにはJ・ヒルシュのいう、政党や労働組合のような「大衆統合諸組織」などの役割が、今日の国家構造を考えるうえで重要な要素になっているのである。

ヒルシュによれば、ブルジョア社会の制度的支配システムを構成するのは、「抑圧的」、「イデオロギー的」、「大衆

統合的」に機能する諸装置(それに当然ながら「経済的」装置をつけ加えてよいであろう)であり、それらの具体的な布置連関は、「階級諸関係の政治的組織化の支配的な制度的方式」として特徴づけられる。<sup>(4)</sup>そして、国家概念の再定義にとって政治体制のあり方が決定的な意義をもつのは、ここにおいてである。藤田勇氏は、マルクスのいう「ブルジョア社会の総括」形態として国家を把握するために、「階級的支配」「從属関係の社会的編成」をその基本的前提として措定されたが、政治体制こそは、かかる「階級的支配」「從属関係の社会的編成」を前提として、政治支配の内部編成のあり方を示すカテゴリーにほかならない。<sup>(5)</sup>政治体制の中枢にあるのは国家諸装置であるが、この国家諸装置をも含めて、ヒルシュのいう「階級諸関係の政治的組織化の方式」——すなわち、政治的諸装置（国家官僚制、政党、大衆団体、等）の構造や布置連関——が政治体制を構成し、それは、資本蓄積様式と階級的勢力諸関係の変化を媒介として、歴史的、社会的に変化するのである。

さて、ヒルシュは、このような「政治的支配装置」システムの変更を、資本主義発展にともなう「社会化様式」の変化と関連づけて解説している。この過程の原動力は資本の客観的な蓄積・危機のダイナミックスであり、資本蓄積とは、つねに社会的諸関係の絶え間ない再編成を意味している。そして、この過程を特徴づけるのは、社会の「資本主義化」と「国家化」である。彼は、とくに資本・労働力の再生産様式の変化（「フォード主義的」再生産・社会化様式の確立）に注目して、資本主義発展の「外延的」局面から「内包的」局面への移行を指摘している。つまり、近年に至るまでの資本主義社会の発展は、本質的に、資本が「前・非資本主義的」な社会・経済構造や自然諸条件（家族制度、インフラストラクチャ、生産の自然的基盤）に浸透し、これを搾取・利用したということに支えられてきた。だが、資本主義の全面的展開（社会の「資本主義化」）は、これらの構造を次第に解体・破壊し、資本の社会的・自然

的の再生産諸条件を掘りくずす。その結果、資本の再生産はますます国家の補完的活動に依存するようになり、こうして社会的再生産連関全体が国家によって媒介され、社会の「国家化」が進展する。資本主義発展の進行とともに生じる國家の形態・機能の変化は、資本主義的社會化のこの基本矛盾への反作用をあらわしているのである。<sup>(7)</sup>

ところで、このような資本蓄積と社會化様式の変化とともになう国家形態、政治的支配体制の変更のメカニズムとして、ヒルシュは、政治的危機と經濟的危機との関係を次のように一般化している。彼によれば、政治的危機とは、「新たな經濟的諸条件、階級的勢力諸関係・諸運動によって強いられた政治的諸装置のシステムの変化」であるが、政治的危機は、經濟的危機によって直接引き起こされるのではなく、經濟的危機の諸過程は、まず階級的諸運動および階級的勢力関係の修正に導き、それを媒介として政治的諸装置のシステムの変更がもたらされるのである。こうした状況に対する制度的システムの「適応化」は、現存諸装置のたんなる「再調整」によっておこなわれる場合と、それとの急激な「断絶」に導く場合とがあり、政治的危機の展開と解決の仕方は、具体的な經濟的再生産諸条件と階級的勢力諸関係にかかっている。そして、このような文脈のなかで、ネオ・コープラティズムを位置づけるなら、議会制民主主義的政治形態の危機を孕んだ「再調整」であるといえよう。

第二次大戦後、本格化した国家介入主義の展開は、一方で、前述した社會化様式に対応して資本蓄積を継続的に押し進める必要に、他方では、労働者階級をはじめとする勤労大衆の生活向上を求める民主主義的圧力に規定されたものであった。戦後のいわゆる「福祉国家」的諸施策(完全雇用、社会保障、等)は、「社会調和」を維持し、社会的紛争を緩和することによって、ブルジョア的政治支配を維持することに貢献したが、それは同時に、継続的な資本蓄積、經濟成長を前提としてはじめて達成されたものである。<sup>(8)</sup>しかし、国家介入主義の全面化をともなつた資本主義の發展

は、六〇年代末以来、構造的・複合的な危機にみまわれ、それは、社会の諸領域における階級的・人民的闘争の高揚を媒介として、「危機管理の危機」＝「国家の危機」をもたらすに至った。このような政治的危機の領域としては、一般に、①国家財政の危機、②行政的合理性の危機、③正統性の危機があげられる。すでに述べたように、ネオ・コーポラティズムは、国家介入主義の進展とともに次第に形成されてくるのであるが、このような「危機管理の危機」に対応して、合意の創出と紛争の吸収を促進する戦略としていつそう重要性を増すことになる。

C・オッフェは、新しい争点や介入要請が利益代表システムの再編をもたらしたことを指摘するとともに、コーポラティズム諸制度の出現を、民主的代議制に含まれる政党の機能ギャップおよび官僚制的政策作成・執行のジレンマの面から考察している。まず、政党の機能ギャップについてであるが、民主的代議制理論によれば、政党は、①選挙を通じて市民に政治参加の主たるチャネルを提供し、②政権担当のさいに実施する包括的な綱領的政策を策定するという二重の機能をもつとされる。オッフェによれば、政党は、今日、第一の機能を果たすことには成功しているが、第二の政策策定・合意調達機能を遂行することが困難になつており、それは、政党レベルより上位（連合政権）か下位（党内派閥）の次元でおこなわれるようになつてている。これは、「階級政党」から「大衆統合政党」（国民政党）への変化の逆説的効果である。つまり、「国民政党」への転換は、政党の選挙基盤の拡散化、異質化、その理論的・イデオロギー的希薄化をともない、こうした政党の一体性の解体とともに、政党は、党内でますます明確な政策方針を決定しえなくなる。こうして、しばしば繰り返される党内紛争や連立政権の不安定性は、政策に関する合意形成の代替方式の必要性を生み出す。ここから、コーポラティズム的諸関係は、「人民投票的」な権威主義的政治形態とならんで、政党の解体から生じる問題への解決策であるとされる。<sup>(10)</sup> 次に、民主的代議制のもうひとつの回路である官僚制的政策

形成・執行のジレンマについてみよう。オッフェは、政府の介入・コントロールのための三つの基本的な選択枝、政策方法をあげている。その第一は、市民の活動方向を修正することをめざす積極的・消極的刺激（金銭的報酬、罰則、等）の適用であるが、この方法の限界は、行為者がかかる刺激に反応しない場合があるということであり、またこの方法の排他的使用は、財政的見地からみてもあまりにも高くつく傾向がある。第二の方法は、一定の財貨やサービスの生産・配分の「公共財」への移行、インフラストラクチャへの国家支出の増大、一定の基幹産業の国有化などであるが、この方法は、しばしばこれらの規制やそのための増税への政治的反対を引き起こすことになり、またかかる財貨やサービスの政治的供給に伴う非効率性が問題となる。すでに何らかの程度で実施されてきたこれらの国家介入方法の難点は、政治構造のコーポラティズム的再編にとって有利な条件をなす。オッフェによれば、前二者の介入方法にともなう経済的、政治的難点の解決策として登場するのがコーポラティズムであり、それは、「発言」権を付与することによって、潜在的な政治的抵抗を吸収する政治方法である。<sup>(11)</sup>

次に、議会主義とコーポラティズムに関するジェソップの議論をとりあげよう。ジェソップは、国家を「代表、内的編成、介入の諸形態の制度的総体」としてとらえることを提唱する。それによれば、国家諸形態と統治諸類型は、政治的代表形態、国家装置の内的編成形態および国家介入形態の示差的接合の観点から識別されることになる。ここで、議会主義やコーポラティズムは、政治的代表形態のひとつであるが、そのおのものは、一定の介入形態や内的編成形態と形式的補完関係にあるとみられる。また、すべての国家体系は、形態的に、いくつかの接合形態の「混成物」であるとされる。<sup>(12)</sup>さて、ジェソップによれば、議会主義的政治形態は、選挙を通じての政府の政策形成への「公民」の参加によって媒介された政治的代表と、合理的・依法的行政によって実施される立法ないし一般的諸政策の形式で

の国家介入との融合をその特徴としている。<sup>(13)</sup> 議会主義は、代表システムとして、支配諸階級(諸分派)間での「権力ブロック」の形成と從属諸階級へのヘゲモニーの維持を促進し、また議会—官僚制システムにおける代表と介入の制度的分離のゆえに、代表領域における勢力バランスの変化から行政運営を保障するなどの利点をもつてゐる。だが、議会主義は、政党間対立・競争を通じて、さまざまな政治的危機(とくに「代表の危機」)に陥りやすいし、通常の場合さえしばしば逆機能的諸帰結(「競争政治」による非合理性の導入、等)をもたらすことになる。さらに、資本蓄積にとって必要な新たな国家介入形態の技術的性質や裁量的性格は、行政部に対する議会統制の衰退に導き、行政部の自立化と政治的権威の危機をもたらす。<sup>(14)</sup> こうして、ジェソップは、国家介入の新たな展開とともに生じる介入形態と代表形態との非接合を克服するものとして、コーポラティズムを位置づけている。彼によれば、コーポラティズムは、分業内の機能にもとづく諸団体のシステムを通じて媒介される政治的代表と、諸団体および行政諸機関を通じる国家介入との融合である。<sup>(15)</sup> コーポラティズムは、議会と介入主義的行政との非接合を、代表と介入とを同一の諸機関に融合することによって解決し、また国家介入の具体的対象と地域を基礎とした議会代表との非接合を、介入の種差的対象が直接的に代表されるように、機能的方での代表の再編によって克服しようとする。こうして、コーポラティズムは、合理的・依法的行政手段を通じては容易に達成されず、資本と労働の協力を必要とする介入分野(労働過程の再編、産業再編成、福祉計画、インフラストラクチャ、所得政策、経済計画、等)にとってとくに重要であり、これららの国家介入において必要とされる技術的要請のみならず、政治的支持の強化にも役立つ。<sup>(16)</sup>

ところで、このような議会主義とコーポラティズムとの関係はどのように理解されるであろうか。先進資本主義国におけるネオ・コーポラティズムが、議会主義的政治体制の枠組のなかで成長してきたことはいうまでもない。また、<sup>(17)</sup>

ネオ・コーポラティズムの今日における典型的な形態であるトリパードイズムは、労・資集団の代表者が議会主義的執行部—国家官僚制に媒介されて政策決定に参加し、合意しあうものであり、その意味では、議会主義とコーポラティズムの混成形態である。<sup>(18)</sup> この問題について、レームブルッフは、コーポラティズムと政党政治の関係を、それが「高度の問題負担を緩和することを可能にするサブ・システムへの構造分化の方向に発展する傾向」をもつものとしてとらえ、両サブ・システムが「対抗」関係ではなく、一種の「共生」関係にあるものとみている。<sup>(19)</sup> これに対し、ジェソップは、両システムが異なった決定ルール（満場一致—多数決）、異なった正統性原理（機能的—選挙的）、異なった政治的基礎（団体—政党）をもち、このことが両者間の紛争やイモビリズムを生み出す可能性があること、両システムへの政治的執行部の参加は、両者の調和を保障するものではなく、かえって紛争や矛盾を強めたり、両システム間の相違の利用によって行政権のいっそうの自立化、強化に役立ちさえすることを指摘し、両者の関係を政治システムの「構造的分化と機能的特殊化の事例」と解釈するレームブルッフの見解を批判している。ジェソップはさらに、労働組合が資本主義的秩序の正統性を受け入れない場合には、コーポラティズムは、議会制における政策形成上の負担を軽減しないばかりでなく、それがはらむ緊張や矛盾を強化する可能性があるとみている。<sup>(20)</sup>

すでに見てきたように、ネオ・コーポラティズムは、資本蓄積様式の変化とともになう国家介入の新たな展開のものとで、社会諸勢力（特に労働と資本）間の紛争を調停し、政治体制の紛争処理・合意形成能力を高めるために、議会主義的政治体制を補完するものとして導入されてきた。ネオ・コーポラティズムは、とくに資本蓄積にかかわって新たに採用されるべき介入様式について、社会諸集団から事前の合意を取りつけておくことによつて、妨害や抵抗の可能性を減少させるのに役立つ。しかしながら、コーポラティズム構造の有効性は、議会や政党の活動に大きく依存してい

る。まず何よりも、コーカソラティズム的政策形成の多くは、議会の承認を受けてから執行される。また、コーカソラティズム的交渉が、実態的には、「国民的利益」の名において労働者階級に対する犠牲を正統化する主要な場となつてゐるなかで、コーカソラティズム的構造に労働組合を包摂しつけるためには、彼らの犠牲を議会の領域で補償（拡散）する必要がある。<sup>(21)</sup> さらに、コーカソラティズムは、資本蓄積の一一定領域における合意形成にとって有効であるとしても、支配諸関係全般にわたる紛争を処理することはできない。こうして、ネオ・コーカソラティズムは、政党政治にとって替わるものでも、政治的領域での妥協の必要性を取り除くものでもなく、あくまで議会主義的政治構造を補完するものと考えるべきである。

- (1) 福井英雄「現代資本主義国家の統治機構」、『講座、現代資本主義国家』、第一巻、大月書店、一九八〇年、一七六～一七九頁、参照。ブルジョア民主主義については、あわせて、田口富久治「マルクス主義政治学の基礎理論」、『講座、マルクス主義研究入門』、第二巻、青木書店、一九七四年、四〇頁以下も見よ。
- (2) 田口「現代資本主義国家とその危機」、前掲書、五六～六〇頁、参照。あわせて、田口富久治「先進国革命の国家論」、『マルクス主義国家論の新展開』、青木書店、一九七九年、四〇～五五頁も参照せよ。
- (3) J. Hirsch, 'Elemente einer materialistischen Staatstheorie', C. v. Braumühl *et al.*, *Probleme einer materialistischen Staatstheorie*, 1973 Suhrkamp, S. 259.
- (4) J. Hirsch, *Der Sicherheitsstaat. Das >Modell Deutschland<, seine Krise und die neuen sozialen Bewegungen*, 1980 Europäische Verlagsanstalt, S. 30. 彼の「*大衆統合様式*」はそれに照応するものと思われる。
- (5) 藤田勇「国家概念について」、法律時報、第四一巻第一号、六五～六六頁、参照。藤田氏によれば、「Jの階級的支配＝從属関係の社会的編成は、政治的諸関係・諸組織から成る「社会の政治的編成」を基礎づけ、かつそれによつて媒介される。そして、「社会の政治的編成において決定的地位を占めるものは、支配階級の独裁のシステム（国家装置、政党、独占諸団体、右翼的諸団体）であり、この独裁のシステムの基本環をなすものが国家装置＝機構である。」

説

- (6) 政治体制は、国家形態を規定する基本的モメンツであり、広義においては、「社会の政治的組織の全体系の具体的表現」を意味し、狭義においては、「國家権力の実現の手法・方法の總体」と「國家装置そのものの一定の構造的特殊性」を示す（田口、「マルクス主義政治学の基礎理論」、前掲書、三三一頁）。
- (7) J. Hirsch, *a. a. O.*, S. 57～63.
- (8) *Ebenda*, S. 30～32.
- (9) 田口「現代資本主義国家とその危機」、前掲書、五二一～五三三頁、参照。
- (10) C. Offe, 'The attribution of public status to interest groups: observations on the West German case', S. Berger (ed.), *Organizing Interests in Western Europe*, 1981, pp. 141～143.
- (11) *Ibid.*, pp. 143～145.
- (12) B. Jessop, *The Capitalist State—Marxist Theories and Methods*, 1982 Oxford, p. 228 ff. 邦訳、田口富久治他訳、御茶の水書房、一九八三年、一八一頁以下、参照。シナハーパーは、代表諸形態といふ、ハーバード、ヨーロッパ、イギリス、議会主義、多元主義、国家理性を、介入諸形態といふ、形式的促進、実質的促進、形式的支持、実質的支持、指導をあげ、また国家装置の内的編成にについて、政治的執行部、官僚制的諸形態、準・非政府諸組織を問題にしている。
- (13) B. Jessop, 'Corporatism, Parliamentarism and Social Democracy', P. Schmitter/G. Lehmbruch (eds.), *op. cit.*, p. 194.
- (14) *Ibid.*, pp. 197～199.
- (15) *Ibid.*, p. 195.
- (16) *Ibid.*, pp. 199～200.
- (17) G. Lehmbruch, 'Liberal Corporatism and Party Government', *op. cit.*, p. 92.
- (18) B. Jessop, *op. cit.*, pp. 195～196.
- (19) G. Lehmbruch, *op. cit.*, p. 93, cf. p. 122.
- (20) B. Jessop, *op. cit.*, pp. 201～203.
- (21) L. Panitch, 'Trade Unions and the Capitalist State', *op. cit.*, p. 40.

国家による政治支配の有効性は、一定の状況における政治的諸勢力のバランスに依存しており、国家による強制力の独占を通じてのみならず、被支配層の支持の動員を通じて強化される。<sup>(1)</sup> 国家独占資本主義のもとで国家介入が経済的、社会的諸領域に拡大され、社会の「國家化」が進行するにつれて、国民諸階層の諸利害はますます国家の諸政策と密接な関係をもつようになり、社会生活全般の「政治化」がもたらされる。国民諸階層は、選挙を通じてのみならず、さまざまな利益集団の活動を通して、政治に働きかけ、国家政策に影響を与えようとする。資本蓄積の展開にともなって、経済的、社会的諸条件の絶え間ない解体・再編が進行し、非独占諸階層の生活諸条件はしばしば破壊され悪化するが、その自覚化と運動への組織化を媒介とした階級的、人民的諸闘争の展開につれて、国家の「市民社会」に対する正統化機能がいつそう重要性をもつようになる。<sup>(2)</sup> 政治支配における大衆統合の問題が重要な意味をもつのは、このような文脈においてである。すでにみたように、ヒルシュは、大衆統合諸装置（政党、労働組合、等）を政治体制を構成する重要な要素としてとらえ、ブルジョア的政治支配の再生産における基軸的役割をそれらに与えている。大衆統合諸装置は、社会の変化とともに生じる紛争、利益、運動をとりあげて政治システムに媒介するとともに、大衆の諸要求を資本蓄積と政治支配とに両立しうるように加工し、充足させる機能を果たす。この機能は、一般に、物質的讓歩のために用いられる余地に依存し、先進資本主義諸国においては、主として社会民主主義政党と改良主義的な労働組合によって遂行されている。<sup>(3)</sup>

ネオ・コーポラティズム的構造の決定的要素は、国家によって媒介された規制・交渉連関への労働組合の包摂であり、労働組合は、そのことによって、資本の価値増殖諸条件と両立しうる範囲内において自己の経済的利益を国家政策に反映する場を保障されるとともに、社会パートナー的イデオロギーと組織内統制手段を用いて、国家政策への大

衆の支持と統制を確保する。労働者組織のコーポラティズム的参加＝統合には、通常、①労働組合組織の全国的な集中と集権化、②労働組合指導部の社会パートナー的イデオロギー・戦略、のほかに、③政党制内で労働者政党（一般に社会民主主義政党）が重要な地位を占めていること、が前提となる<sup>(4)</sup>。社会民主主義政党は、労働運動との密接な結びつきの点でも、労働者階級と「新中間層」のなかから選挙での相当な支持を獲得しうる点でも、さらにまた「経済的・同業組合的」諸要求や人民・民主主義的諸要求を資本蓄積の促進と接合しようとしている点でも、コーポラティズム的大衆統合にとって重要な役割を果たす。この意味で、ジェソップが指摘するように、社会民主主義は「リベラル・コーポラティズムにとって最適の社会的基盤」であるといえる。<sup>(5)</sup>

さて、ネオ・コーポラティズムは、特定の機能的集団（とくに資本・労働の二大階級集団）を国家官僚制が媒介して国家の政策形成に参加させる利益媒介・政策形成メカニズムであるが、それは同時に、国家政策をめぐる紛争を規制・緩和し、コーポレイト化された諸団体を通じて「大衆統合」の機能を果たす。ところで、諸団体のコーポレイト化は、「組織内民主化」の要請や活動形態についての規制など、団体に対するさまざまな統制をともなうが、その効果は、資本と労働にとってきわめて非対称的である。オッフェによれば、コーポラティズムに参加する資本と労働の「社会的権力」は、経済的妨害ないし撤退の窮屈的サンクションに依拠している。だが、かかる社会的権力の行使に関して、労働と資本のそれぞれの組織は異なった役割を演ずる。つまり、資本は、たとえ利益集団として組織されなくとも、経済活動に妨害を加えることができるのに対しても、労働力の撤退（ストライキ、等）は、集団的に行使される場合にのみ力として機能しうるのである。また、労働者の場合、その利害は通常たんに階層・部門間でのみならず、個々人間でも分裂しており、組織は、労働者にとって、力の手段の量的集積として役立つばかりでなく、それが

適用されるべき目標の質的定義を与えるものもある。これに対して、資本家の場合、組織は、構成企業にサービス（情報、等）を提供し、たいていの企業にとって共通なそれらの個別利益を政治舞台で定式化し、擁護するものであるにすぎない。このように、利益組織は、資本よりも、労働の利益の擁護、促進にとって、いっそう本質的であり、このことは逆に、組織形態や活動に対する政治的規制は、資本よりも、労働の組織にいっそう強いインパクトを与えるということを意味している。<sup>(6)</sup> パニッチは、一般のリベラル・コーポラティズム論のなかにしばしば見られる、経済的決定作成における労働組合とビジネス団体の機能的代表が両者間の権力と影響力の均等性の枠組のなかで起こるという仮定を批判<sup>(7)</sup>し、コーポラティズム的政治構造が労働組合に与える示差的効果について述べている。彼によれば、その主たる組織上の効果は、組合の政策がますます地方ないし個別組合のレベルではなく中央装置を通じて形成されるよう、組合運動の集権化を促進することによって、集團的大衆組織を集権的な国家装置と接合することである。また彼は、コーポラティズムが労働組合の政策内容に与える最も一般的な効果として、利潤こそ賃上げをも含む将来の経済成長にとつての条件であるという資本主義的成长基準を、組合の賃金政策策定にとり入れることをあげている。<sup>(8)</sup>

しかしながら、先進資本主義におけるネオ・コーポラティズムの発展は、決して安定的なものではなく、たえず緊張にさらされており、崩壊すら招くことがある。それは、なによりも、階級闘争が闘われる媒体である労働者階級組織そのものをコーポレイト化しようとすることに含まれている矛盾から生じる。パニッチは、労働組合が国家の経済政策を正統化し媒介する具体的な形態が、「国民的利益」の名における所得政策への協力と組合員に対するその管理を通じてであるところに、ネオ・コーポラティズムのはらむ根本的矛盾をみていく。このことは、協調政策が実質賃金をはじめとする労働者階級の経済条件の悪化を招くような事態をもたらすなら、組合指導部は下部の反対や非公式ス

トライキなどの抵抗に直面するということ、指導部が組織に対する指導権を確保し続けようと思えば、コーポラティズム的政治構造から撤退するか、もしくは再交渉に乗り出さざるをえなくなるということを意味している。<sup>(9)</sup> コーポラティズム的構造の安定化のためには、一定の持続的な経済成長が必要なのであって、そのような条件が欠如する場合には、そのメカニズムの作動は不斷の緊張と動搖をはらんだものにならざるをえない。ネオ・コーポラティズム的構造は、さらに、その内部からのみならず、外部からの挑戦によつても脅やかされる可能性がある。ネオ・コーポラティズムは、現代社会の「中核」的利益集團である資本と組織労働を政策形成に「特權的」に参加させることによって、後者に所得政策や産業構造政策などへの協力を承認させ、その犠牲をもっぱら制度的利益代表から排除されている階層（未組織労働者層、低所得者層、福祉受給者層、自営業者層、等）に転嫁・拡散するという意味で、「選択的」な正統化・大衆統合メカニズムである。かかる構造は、それ自体、その正統性を疑問視される危険にたえずさらされていといえるが、それは、「中核」部分と「周辺」部分への社会の分極化をいつそう促進するとともに、非制度的紛争（平和的・実力的な、各種の市民運動、単一争点運動、等）を増大させるであろう。<sup>(10)</sup>

ところで、ネオ・コーポラティズムの将来の発展方向を考えるうえでは、さらに一つの問題を検討しなければならない。第一の論点は、ネオ・コーポラティズムを通じた労働者組織の資本主義国家へのコーポレイト化をどう評価するかという問題である。例えば、オッフェは、組合指導者が大衆の忠誠を維持するために、コーポラティズムに内在する階級的バイアスを克服しようと努め、國家の政策形成装置内部で労働組合に与えられた政治的地位が、労働者階級を包摂する手段としてではなく、その権力を強化するために用いられるようになる可能性を示唆している。<sup>(11)</sup> これに対して、パニッチは、六〇年代末から七〇年代のコーポラティズム構造の動搖と復活の過程から、コーポラティズム的

政治構造は、危機において資本を支えるのに必要な搾取の増大を企み、正統化し、管理する媒体であり、階級闘争がおこなわるとすれば、それはコーポラティズム構造の内部ではなくその外部であったとして、いわゆる「国家装置の行政的心臓部での階級闘争」論を批判している。<sup>(12)</sup> この問題については、加藤氏が示唆しているように、「資本の支配的ヘゲモニー下でのコーポラティズム化」と「労働のヘゲモニー下でのコーポラティズム化」を区別して考えることが必要であろう。<sup>(13)</sup> オッフェのいうような後者の現実的可能性は、現存する資本のヘゲモニー下でのコーポラティズムに対する「市民社会」での闘争のなかではじめて生じるのであって、「市民社会」のなかで労働者階級がヘゲモニーを獲得していない現存のコーポラティズム的構造のもとでは、労働組合がその政治的地位を積極的に「利用」しうる範囲はきわめて限定されたものでしかないであろう。<sup>(14)</sup> ところで、このこととも関連する第二の論点は、ネオ・コーポラティズムの存続に対する脅威が、その「受益者」である資本の側からくる可能性である。シュミッターは、この可能性の根拠として、①コーポラティズム的諸制度の存在は、資本家にとって、労働者組織を弱体化させ、既得権を奪うために経済危機を利用することをむずかしくする、②ネオ・コーポラティズム化の国際的な不均等発展が、きわめて高度にコーポラティズム化された諸国の国際経済競争力を悪化させる恐れがある、という状況的理由と、③ネオ・コーポラティズムが、交渉範囲や争点を拡大する傾向を示してきた、④個別企業の経済行動に対する資本家団体の権威が次第に強化される結果を招いた、という構造的理由をあげている。<sup>(15)</sup> これらの点は、それぞれ一定の妥当性をもつており、とりわけ最近のネオ・リベラリズムの抬頭とあわせ考えると、このような可能性は十分にありうるといえよう。だが、その場合でも、決定的な条件は労働者階級の組織力、戦闘力の大幅な後退ということであり、そうした条件がともなわない場合は、ネオ・コーポラティズムは、いぜんとして支配層の大衆統合戦略として保持されるで

説 めぐら。

論

- (1) B.Jessop, 'Corporatism, Parliamentarism and Social Democracy', *op. cit.*, p. 204.
- (2) 「市民社会」に表れる国家の正統化機能について、加藤「オホ・ローテルト・バウム論」、前掲書、七〇～七五頁、参照。
- (3) Vgl. J. Hirsch, *Der Sicherheitsstaat*, S. 23 ff. S. 103 ff. ニルハーナー、西ドイツの大衆統合様式について分析してある。彼によれば、西ドイツ、今日、支配的な大衆統合様式は、SPDの政権参加（一九八〇年の時点）による、それと関連して、国家決定過程への総合官僚の包摂を中心としている（S. 28）。
- (4) L.Panitch, 'Trade Unions and the Capitalist State', *op. cit.*, p. 31; G.Lehmbruch, 'Liberal Corporatism and Party Government', *op. cit.*, pp. 110～111; B.Jessop, *op. cit.*, pp. 208～209.
- (5) B.Jessop, *op. cit.*, p. 207.
- (6) C. Offe, 'The attribution of public status to interest groups', *op. cit.*, pp. 146～148.
- (7) L.Panich, 'The Development of Corporatism in Liberal Democracies', *op. cit.*, p. 67.
- (8) L.Panich, 'Trade Unions and the Capitalist State', *op. cit.*, pp. 32～33.
- (9) *Ibid.*, pp. 34～35.
- (10) C. Offe, *op. cit.*, pp. 152～153. ここで、「社協ノーポット・アーム」に含められる調和盾に対応する反応の類型として、①ヒューバー・トマス、トマールの反乱、②階級動員、③諸団体との資格付与、④单一争点運動をあげてある（P.Schmitter, 'Reflections on Where the Theory of Neo-Corporatism Has Gone...', G.Lehmbruch/P.Schmitter (eds.), *op. cit.*, p. 267 ff.）。
- (11) C. Offe, *op. cit.*, p. 153 ff. の可能性について、条件付や否であるが、オホ・ローテルト・バウムは「階級闘争を国家装置の行政的心臓部自体にかぶらかす」と述べてゐる（G.Esping-Andersen et al., 'Modes of Class Struggle and the Capitalist State', *Kapitalistate*, No. 4-5 1976, p. 197. やもむ）。
- (12) L.Panich, *op. cit.*, p. 37 ff.
- (13) 加藤、前掲書、八六頁（注）<sup>15</sup>、参照。加藤氏は、オホ・ローテルト・バウムが後者を想定した抽象的次元での理論的可能性を述べてゐるに對し、パリ・モーラは現に進行してゐる前者を表象してこれを批判しているところ。

(14) オッフェが例としてあげている西ドイツの共同決定法の拡大をめぐる労使紛争において、労働組合が現存コーポラティズムにおける政治的地位を「利用」した方法は、「協調行動」からの「撤退」であった。

(15) P. Schmitter, *op. cit.*, pp. 277～278.

### おわりに

本稿は、はじめにも述べたように、ネオ・コーポラティズム論の含意をもっぱら「政治体制」と「大衆統合」の観点から整理したものであり、その意味ではひとつの研究ノートにすぎない。すでに指摘してきたように、ネオ・コーポラティズム論は、現代資本主義国家の政治分析において幾多の興味深い論点を提起しているが、そのひとつは、議会主義的政治構造の再編成の問題、換言すれば、政治構造への労働組合をはじめとする社会的利益集団の参加・統合様式の問題<sup>(1)</sup>である。これは当然ながら、国家形態の再編の一要因にすぎないのであって、国家諸装置の内的編成や代表・介入形態の総体的再編成のなかに位置づけられなければならない。マルクス主義国家論ルネサンスは、資本蓄積と階級的・人民的諸闘争を媒介項とする国家形態論の新たな展開の基本的視座を据えた。しかし、今日の情勢における階級的力関係を正確に分析し、先進資本主義国家で起こっている諸変化から生じる諸矛盾を評価するためには、國家諸装置や政党のみならず、労働組合をはじめとする社会的利益諸集団も含めた、「階級諸関係の政治的組織化の方式」(J. ヒルシュ)を全体として解明することが必要となつてゐる。そして、これが政治体制論に課された課題であり、ネオ・コーポラティズム論は、この面から、マルクス主義国家論に対しても少なからぬインパクトを与えていたといえよう。<sup>(2)</sup>

ネオ・コープラティズム研究は、現在すでにその第二段階ともいえる状況に移っており、そこでは、第一段階における「コープラティズム」概念の定義とその理論的位置づけへの専念から、各国における実証的・比較的研究への力点の移行がみられる。<sup>(3)</sup> そして、われわれの課題である政治体制論の展開も、その理論的枠組の精密化とともに、こうした実証的・比較的研究の積み重ねのうえで仕上げられなければならないと思える。だが、いずれにしても、これらの課題は今後に残さざるをえない。

(1) 加藤氏は、「福祉国家」との関連で、ネオ・コープラティズムは、「形式的にみれば労働者階級の福祉受益者から蓄積政策決定への公的参加」であるが、今日の先進資本主義諸国の現実政治のなかでは、資本制「国家への、形式的包摶から実質的包摶=統合・動員への移行」をあらわしていくとする（「ネオ・コープラティズム討論について」、前掲書、八三頁）。

(2) L. Panich, Trade Unions and the Capitalist State', *op. cit.*, p. 22 ff.

(3) 第二段階におけるネオ・コープラティズム論の状況を伝えるのが、G. Lehmbruch/P. Schmitter (eds.), *Patterns of Corporatist Policy-Making*, 1982 London.

(一九八二年十月脱稿)